

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

訴訟の進行に関する上申書

2013年8月19日

松江地方裁判所 民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子
外

上記当事者間の頭書事件の進行につきまして、原告らは、下記のとおり、上申致します。

記

1 第1回口頭弁論期日の進行について

(1) 意見陳述について

第1回口頭弁論期日におきましては、①原告らの代表者2名による意見陳述及び②原告ら訴訟代理人の代表者1ないし2名による意見陳述を行いたいと考えます。

当日の期日の予定時間が全体で1時間であること及び後述する進行協議の時間を考慮し、意見陳述の所要時間は、全体で30分程度を予定しています。

(2) 進行協議期日について

本件につきましては、①当事者が多数であること、②行政訴訟及び民事訴訟ごとにそれぞれ請求の趣旨が異なること、③論点も多岐にわたること、④被告らの対応もそれぞれ異なる可能性があることなど、今後の訴訟進行上、考慮すべき事項が多数存在しています。

これらに加え、⑤訴訟提起後、原子炉等規制法に基づく新規制基準が施行されたことによって、新たな争点が発生するなど、今後の訴訟の進行にも重大な影響を及ぼす新たな状況も生じています。

更には、本日現在、被告らからの答弁書は、いまだ原告弁護団には届いておりません。

そのため、御庁及び当事者間において、今後の訴訟進行に関し、十分な協議をする必要があると考えます。

そこで、第1回口頭弁論期日に引き続き、進行協議期日を30分程度取っていただきたく要望します。

2 第2回口頭弁論期日について

(1) 訴状の内容の陳述について

①第1回口頭弁論期日は、進行協議を含め、全体の時間が1時間と限られていること、②今後の訴訟進行に関する協議を充実させる必要があることなどから、上記のとおり、訴状の内容について、具体的な陳述をすることは控えたいと考えます。

従いまして、第2回口頭弁論期日において、原告ら及び原告ら訴訟代理人による訴状の内容について、時間をとって陳述を行いたいと考えます。

そのため、第2回口頭弁論期日は、おおよそ2時間程度、時間を確保していただきたく考えます。

(2) 進行協議期日について

新規制基準の施行に伴い、被告らが、訴状に対する具体的な答弁・反論を、いつ、どの時点で、また、どのようなペースで行うのか等が、いまだ明確ではないという流動的な事態に即して、第2回の口頭弁論期日に引き続き、訴訟の進行を協議する必要があると考えます。

そのため、第2回口頭弁論期日当日においても、進行協議期日の時間を、30分程度取っていただきたく考えます。

3 原告らの法廷内への入場について

(1) 当日、法廷内（バーの内側）に入ることのできる人数は、弁護団を含めて20人程度と聞いております。その結果、原告らのうち、口頭弁論期日に立ち会えるのは、残念ながら、原告の数に比して、極めて僅かです。

そこで、原告らとしては、原告らのうち口頭弁論期日において法廷内に入れなかった原告らを廊下・待合室に待機して貰い、進行協議期日においては、傍聴者が退場後、法廷内に入って貰うことを考えていますので、出入りのため等に若干の時間を要することをご配慮いただきたく考えます。

(2) また、進行協議期日に参加可能な原告の数について、予めご検討いただければ幸いです。

4 事前協議について

上記1ないし3の内容について、第1回口頭弁論期日前に、原告ら訴訟代理人（数名）と裁判所との間で、協議の機会を設定していただきたく、要望いたします。

また、少なくとも、裁判所のお考えを、第1回口頭弁論期日前に、お聞かせいただけますよう、要望いたします。

以 上